

2022年7月1日から

指定難病の受給者証への 指定医療機関の追加手続が不要となります

○2022年7月1日以降、佐賀県が発行する受給者証には「個別の指定医療機関の名称」に加えて「難病法に基づき指定された指定医療機関であれば、証に記載のない医療機関でも使用できます」と記載します。

○そのため、「難病法に基づき指定された指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※1）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります（※2）。

○これまでどおり、受給者証に記載された疾病以外の医療費は医療費助成の対象外です。

（※1）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPでご確認いただくか、医療機関へ直接お尋ねください。

（※2）受給者証更新手続の際に利用されている指定医療機関について確認することがあります。

2022年6月30日まで

受給者証	病院・診療所	A病院	所在地	○区××2-1
	薬局	B薬局	所在地	○区△△1-1
	薬局	C薬局	所在地	○区□□3-1

駅前新しくできた薬局を利用したいけど、手続が必要…

2022年7月1日から

受給者証

「難病法に基づき指定された指定医療機関であれば、使用できます」

「難病法に基づき指定された指定医療機関」だから、手続しなくて利用できる！

《現在お持ちの受給者証について》

現在お持ちの受給者証には、「個別の指定医療機関の名称」のみ記載されていますが、2022年7月1日以降は、証に記載のない指定医療機関でも特段の手続を行うことなく利用可能ですので、そのままお使いください。

【問い合わせ先】

佐賀県健康福祉部健康福祉政策課 電話：0952-25-7074



県内の指定医療機関